

防ごう!!

ビルメンテナンス業の 労働災害

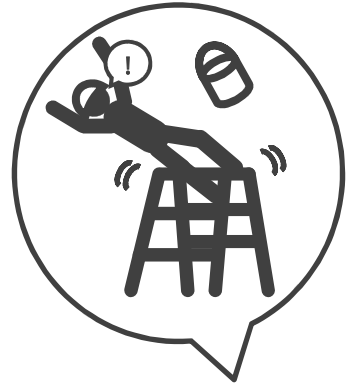
ビルメンテナンス業においては、高所からの墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれ等による労働災害が多発しており、骨折等により1か月以上の休業を要する災害も多く発生しています。

また、動力機械によるはさまれ・巻き込まれや、人体に有害な化学物質（洗剤等）との接触等、労働安全衛生管理に問題が認められるものもあり、労働災害防止対策のさらなる徹底が望まれます。

労働災害発生状況

札幌中央労働基準監督署管内では、ビルメンテナンス業において平成20年から平成25年9月末までの間に423件の労働災害が発生しており、あてはまらない死亡災害も1件発生しています。

年(平成)	20年	21年	22年	23年	24年	25年9月末
件数	86件	61件	61件	89件	60件	66件



【死亡労働災害事例】(交通事故)

勤務先の旅館から清掃業務の応援のため他の旅館に向かう途中、道路を歩行していたところ車にはねられて死亡したもの。

【事故の型別・起因物別】

- 転倒によるもの ... 199件 (ビルメンテナンス業の47.0%)
 - 通路での転倒 (主に歩行中の転倒) ... 91件
 - 凍結路面等での転倒 ... 36件
 - 作業床での転倒 (作業場所での転倒) ... 28件
 - 階段での転倒 ... 10件 ...など

- 高所からの墜落・転落によるもの ... 84件 (ビルメンテナンス業の19.9%)
 - 階段からの墜落・転落 ... 36件
 - はしご・脚立からの墜落・転落 ... 35件 ...など

外窓の清掃作業中にゴンドラ (ブランコ) とともに、墜落するという労働災害が発生しています。

動作の反動・無理な動作によるもの ... 54件 (ビルメンテナンス業の12.8%)
体を動かした際に、足を捻る、腰を痛める等の労働災害です。

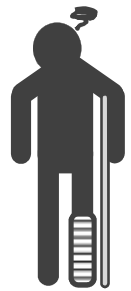
- はさまれ・巻き込まれによるもの ... 31件 (ビルメンテナンス業の7.3%)
 - 建築物 (扉を開閉した際に指をはさめる等) ... 16件
 - 機械設備・動力運搬機等 ... 15件 ...など

動力運搬機等による災害ではエレベーターやリフトの扉等に、はさまれるという労働災害が発生しています。

化学物質等 (洗剤等) による労働災害や、熱中症による労働災害も発生しています。

【負傷の程度別】

- いわゆる重体・重傷とされる休業1か月以上の災害は266件 (死亡労働災害1件を除く) と、ビルメンテナンス業の62.9%を占めています。
- 傷病性質別では、骨折257件、打撲68件、関節の障害 (捻挫・脱臼等) 65件、創傷22件、腰痛5件、身体の一部切断1件...などとなっています。



札幌中央労働基準監督署

1

転倒による労働災害を防ぎましょう

転倒災害とは、すべる又は転ぶことにより負傷した労働災害のことで、ビルメンテナンス業においては最も多く発生しています。

転倒災害は、機械によるはさまれ・巻き込まれ等の災害等と比較して軽視されがちですが、発生した労働災害を見ますと、骨折などにより長期の休業を強いられる事例が多く見られます。

また、転倒した際に頭部、頸部、腰部など体の重要な部分を負傷する災害も発生していることから、この転倒災害の防止についても積極的に活動を進めましょう。

札幌中央労働基準監督署管内においては、他の業種（商業等）において転倒した際に頭部を強打するなどにより死亡した事例が発生しています。

安全な通路、作業場所を確保（整理整頓）しましょう

清掃作業では、掃除機等の様々な道具を扱います。

作業場所にこれらの道具や掃除機の電源コード等が無造作に放置されていると、これらに足を取られて転倒するおそれがあるため、作業場所の整理整頓を徹底しましょう。

また、床清掃の際は水や洗剤を用いることから、足元が滑りやすく転倒するおそれがあるため、水等で濡れた床を直接歩くことのないよう、清掃する箇所を分割して順番に作業を行う、また、耐滑性の高い靴を着用させる等して、転倒する要因を極力少なくしましょう。



安全な歩行を心がけましょう

仕事を行うためには、体を動かさなければなりません。

言い換えれば、歩くことも仕事の一つであるということが言えます。

歩行する際又は作業の際には、「走らない」、「急な動作をしない」、「物を踏まない、またがない」等、安全な歩行を心がけましょう。

また、足に合わない靴や靴底がすり減ったもの、靴のかかとを踏んだ状態で歩行すると転倒するおそれがあるため、靴は適切に履きましょう。

作業前に準備運動を実施しましょう

作業前に体をほぐすことは転倒防止に、また、転倒したとしても負傷程度の軽減に効果がありますので、必ず準備運動を実施しましょう。

【労働災害事例】（平成23年発生・休業10日）

顧客先の旅館において、消耗品の補充作業を行っていたところ、床上に置かれた清掃用具（ポリッシャー）に足を取られて転倒した際に頭部を裂傷したものの。

2

墜落・転落による労働災害を防ぎましょう

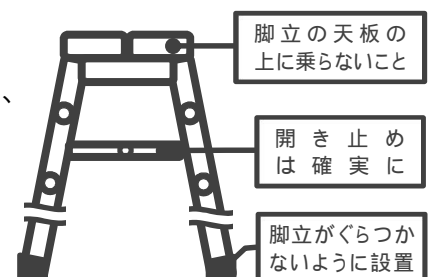
ビルメンテナンス業においては、高所からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

墜落・転落災害の特徴として、骨折等により長期間の休業を要する災害や、身体に障がいが残る災害となる率が高く、時として死亡災害となるおそれのある重篤な災害であることから、墜落・転落災害を防止するための対策を徹底しましょう。

安全な足場（作業床）を組み立てましょう

高所において清掃作業を行う際は、法令等の安全基準に基づく、ゴンドラ、足場、はしご等を使用しましょう。

また、ローリングタワー等を使用する際は、足場の法令等の基準により組み立てたものとし、墜落・転落防止のための手すり、中さん、幅木、昇降設備等を適切に取り付けましょう。



はしごや脚立等からの墜落・転落を防ぎましょう

はしごや脚立等を使用中に墜落・転落するという災害が散見されています。

はしご等が転倒しないよう金具やひも等で結束して固定する、または、幅が広く安定した脚のあるはしご等を使用しましょう。

折り畳み式の脚立を使用する場合は、脚立の脚が開き倒れるおそれがあるため、開き止めの金具を確実にかけてから使用しましょう。

脚立の天板の上に乗ることは、姿勢が不安定となりやすく脚立から墜落するおそれがあるため、天板の上に乗ることは絶対に避けましょう。(取扱説明書等に基づき使用しましょう)

安全帯や保護帽(ヘルメット)等の保護具を使用しましょう

高所から墜落した際に身体を保護し負傷の程度を軽減してくれるのが、安全帯や保護帽等の保護具です。

高所作業を行う際は、安全帯や保護帽を必ず使用しましょう。

(高所作業の際は「墜落時保護用」の保護帽を使用しましょう)

また、現場の状況に応じて、安全帯を取付けるための親綱等を設置しましょう。



【労働災害事例】(平成20年発生・休業3か月)

窓ガラスの清掃作業中、ゴンドラ(ブランコ)に乗り地上から約4mの箇所まで作業を行っていたところ、ゴンドラを固定していた金具からメインロープとライフラインが外れてゴンドラごと地面に墜落したため、腰椎を圧迫骨折したものの。

【労働災害事例】(平成24年発生・休業2か月)

窓ガラスの清掃作業中、脚立の天板の上に乗ったところ、姿勢を崩して脚立から床上に墜落したため、腰椎を圧迫骨折したものの。

3 機械・設備による労働災害を防ぎましょう

ビルメンテナンス業で行われる、顧客先の機械・設備の清掃作業、メンテナンス作業等においては、これらの機械・設備の稼働部分にはさまれる・巻き込まれる等により、身体の一部を切断する等、重篤な災害となるおそれがあるため、機械・設備による労働災害を防止するための対策を徹底しましょう。(法令では機械の清掃、点検作業時は運転を停止するよう規定されています。)

機械・設備の清掃やメンテナンス作業は、機械・設備を一旦停止させてから作業しましょう

機械・設備の清掃を手作業で行う場合は、機械・設備の稼働部分にはさまれる・巻き込まれる等のおそれがあるため、機械・設備を停止させた状態で作業を行いましょう。

また、メンテナンスを手作業で行う場合は、同様の危険性があるため機械・設備を作動させたまま手作業による調整をしないよう、一旦停止させてから調整を行い、機械・設備から手を放した状態で動作状態を確認し、再び調整が必要な場合は停止させてから...という具合に安全に配慮した作業方法としましょう(作業時間の短縮のため...けがをしては元も子もありません)

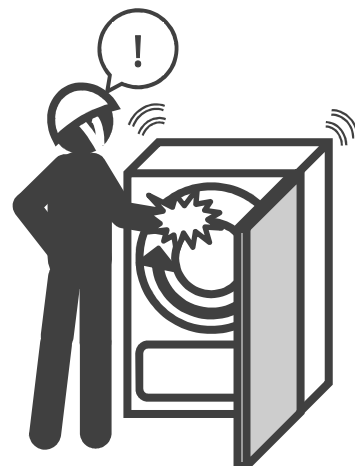
安全装置を有効な状態にしておきましょう

機械・設備の清掃作業(手作業)を行う場合は、機械・設備の稼働部分にはさまれる・巻き込まれる等のおそれがあるため、機械・設備を停止させてから作業を行いましょう。

【労働災害事例】(平成25年発生・休業21日)

顧客先の工場内において、機械・設備を清掃する作業中、コンベアを作動させたままカバーを外してホースで水をかけ洗浄していたところ、コンベアの駆動ギアに指を巻き込まれて切断したものの。

清掃、メンテナンス作業は機械・設備を停止させてから



4

化学物質等による労働災害を防ぎましょう

清掃作業では様々な洗剤（化学物質等）が使用されています。
使用する洗剤によっては、人体に有害な化学物質等が含まれているため、この取扱い方法を誤ると中毒等の重篤な災害となるおそれがあります。
特に人体に有害な化学物質を含有する洗剤を使用する際は、人体と接触しないよう安全対策を徹底していただく必要があります。

使用する洗剤の成分を確認しましょう

使用する洗剤について、必ず製品に添付されている取扱い説明書やSDS（セーフティ・データ・シート（化学物質安全性データシート））等を確認し、人体に有害な化学物質等が含まれていないか確認しておきましょう。

このシートには、製品（化学物質等）の取扱い方法や保管上の注意、人体に及ぼす影響、漏れい時の応急措置等の重要な事項が記載されていますので、これに基づき管理しましょう。

可能な限り人体に有害な化学物質等が含まれていないもの、または有害性のより低い安全な製品に置き換えましょう。

洗剤の取扱い方法等について教育・訓練を実施しましょう

洗剤の取扱い方法等について教育を実施しましょう。

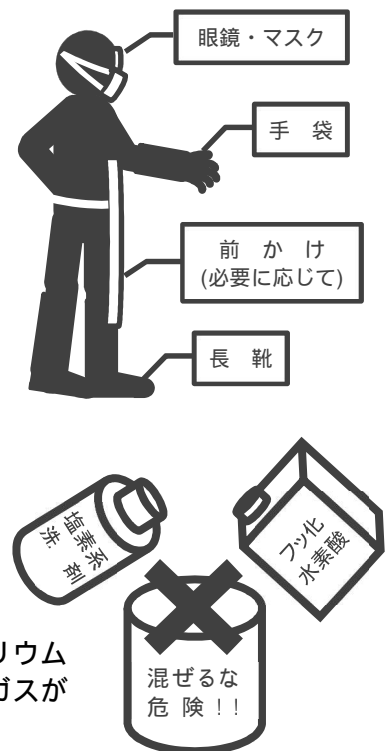
特に人体に有害な化学物質が含まれている場合は、洗剤の正しい取扱い方法と化学物質の有害性について教育を行うとともに、洗剤が人体に付着する、誤飲する等の事態が発生したことを想定し、この対処方法等について教育・訓練を実施しましょう。

保護眼鏡・マスク・保護手袋等の保護具が必要な場合はこれを必ず使用しましょう

洗剤に含まれる化学物質等によっては、人体に付着するだけで有害なものがあります。

洗剤の取扱い説明書等には、作業の際に必要な保護具が記載されていますので、これに従い保護具を着用しましょう。

浴室の清掃等、洗剤が飛び跳ねるおそれのある場合は、先の保護具と合わせて、皮膚の露出をなくするよう長袖の作業衣と、ゴム手袋を、また、必要に応じて前掛けや合羽、長靴等の洗剤が浸透しないものを着用させましょう。



【労働災害事例_】(平成22年発生・休業3日)

浴室清掃のため洗剤をバケツに小分けする作業中、次亜塩素酸ナトリウム水溶液が入っているバケツにフッ化水素酸水溶液を入れたため、塩素ガスが発生し化学物質性気管支炎となったもの。

【労働災害事例_】(平成21年発生・休業2か月)

食器を洗浄する作業中、アルカリ性洗剤の原液を希釈するため容器に移していたところ、原液が足に付着したため、化学熱傷（3度）となったもの。

5

労働安全衛生教育と訓練を実施しましょう

労働災害防止のため、労働安全衛生に関する教育を、適宜実施しましょう。

また、火災及び地震発生時等を想定した避難訓練、負傷者の応急処置の方法等について、定期的に教育と訓練を実施しましょう。

